第六十九条の四第六項中「国税通則法第十八条第二項に規定する」及び「同法第十九条第三項に規定する」を削る。

第六十九条の五第七項中「国税通則法第十八条第二項に規定する」及び「同法第十九条第三項に規定する」を削る。

第七十条第六項中「国税通則法第十九条第三項に規定する」を削り、同条第七項中「国税通則法第十八条第二項に規定する」を削る。

第七十条の二第一項中「平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日まで」を「平成二十二年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで」に、「五百万円」を「住宅資金非課税限度額」に改め、同条第二項第一号中「個人で」を「個人のうち」に、「である者」を「であつて、当該年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が二千万円以下である者」に改め、同項に次の一号を加える。

六　住宅資金非課税限度額　平成二十二年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。

イ　ロに掲げる者以外の者　千五百万円

ロ　前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年が平成二十三年のみである者　千万円

第七十条の二第四項中「（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六項第一号中「同法第十七条第二項に規定する」を削り、同項第四号中「五百万円」を「同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額」に改める。

第七十条の三第一項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「相続税法の」を「同法の」に改め、同条第三項中「及び次条」を削り、同項第五号中「その他」を「その他の」に、「から当該新築、取得又は増改築等」を「との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得」に改め、同条第四項中「（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六項第一号中「同法第十七条第二項に規定する」を削る。

第七十条の三の二を削る。

第七十条の七第一項中「この条の」を「この項の」に改め、同条第二項第一号イ中「をいう。」の下に「ホ及び」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　会社等（当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（以下この項及び第四項第十六号において「特別関係会社」という。）をいう。ニにおいて同じ。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

第七十条の七第二項第一号ホ中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。第五号、次条及び第七十条の七の四第二項において同じ。）がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

第七十条の七第二項第五号中「価額」の下に「（当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「認定贈与承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額）」を加え、「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改め、同項第七号イ中「起算して」を削り、同号ロ中「部分」の下に「の額」を加え、「第七十条の七の三」を「第七十条の七の三第一項」に改め、同項第八号イ中「資産の」を「総資産の貸借対照表に計上されている」に改め、同号ロ中「これらに類する資産として」を「の資産であつて」に、「帳簿価額」を「貸借対照表に計上されている帳簿価額」に改め、同条第三項中「を受ける特例受贈非上場株式等」を「に係る特例受贈非上場株式等」に改め、同条第四項中「経営承継受贈者又は」を「経営承継受贈者又は同項の」に改め、同項第十六号中「と政令で定める特別の関係がある会社」を「の特別関係会社」に改め、同条第五項中「規定の適用を受ける」を削り、同条第六項中「経営承継受贈者又は」を「経営承継受贈者又は同項の」に改め、同条第八項中「当該経営承継相続人等又は当該経営相続承継受贈者」を「、当該経営承継相続人等若しくは当該経営相続承継受贈者又は次条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により当該会社の株式等の取得をした者」に改め、同条第十項中「同項の規定の適用を受ける」を「同項の」に改め、同条第十四項第七号中「には、当該株式又は」を「には、当該認めるとき又は当該株式若しくは」に改め、「なお」を削り、同条第十七項及び第二十五項中「経営承継受贈者又は」を「経営承継受贈者又は同項の」に改める。

第七十条の七の二第二項第一号イ中「をいう。」の下に「ホ及び」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　会社等（当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（以下第十四項までにおいて「特別関係会社」という。）をいう。ニにおいて同じ。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

第七十条の七の二第二項第一号ホ中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

第七十条の七の二第二項第三号ロ中「の日」の下に「の翌日」を加え、同項第五号イ中「価額」の下に「（当該特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下イにおいて「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額）に」を加え、同条第三項中「経営承継相続人等又は」を「経営承継相続人等又は同項の」に改め、同項第十六号中「と政令で定める特別の関係がある会社」を「の特別関係会社」に改め、同条第四項中「規定の適用を受ける」を削り、同条第五項中「経営承継相続人等又は」を「経営承継相続人等又は同項の」に改め、同条第七項中「当該相続に」を「第一項の相続又は遺贈に」に、「第一項」を「同項」に改め、同条第十項中「同項の規定の適用を受ける」を「同項の」に改め、同条第十四項第七号中「には、当該株式又は」を「には、当該認めるとき又は当該株式若しくは」に改め、「なお」を削り、同項第十号中「価額に」を「価額（当該特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額）に」に改め、同項第十一号中「を受けた同条第二項第二号に規定する非上場株式等」を「に係る同項に規定する特例非上場株式等」に改め、同条第十六項第二号中「当該特例非上場株式等」を「特例非上場株式等」に、「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第十七項及び第二十五項中「経営承継相続人等又は」を「経営承継相続人等又は同項の」に改める。